

発行者情報

- 【表紙】
- 【公表書類】 発行者情報
- 【公表日】 2020年3月31日
- 【発行者の名称】 株式会社ビズライト・テクノロジー
(BiZright Technology Inc.)
- 【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田中 博見
- 【本店の所在の場所】 東京都千代田区外神田二丁目17番2号
- 【電話番号】 (03)3526-2090
- 【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 石井 陽
- 【担当J-Adviserの名称】 フィリップ証券株式会社
- 【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 代表取締役 下山 均
- 【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町4番2号
- 【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.phillip.co.jp/>
- 【電話番号】 (03)3666-2101
- 【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 【公表されるホームページのアドレス】 株式会社ビズライト・テクノロジー
<http://www.bizright.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>
- 【投資者に対する注意事項】
- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3-4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
 - 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
 - 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 (中間)	第14期 (中間)	第15期 (中間)	第13期	第14期
会計期間	自 2017年 7月1日 至 2017年 12月31日	自 2018年 7月1日 至 2018年 12月31日	自 2019年 7月1日 至 2019年 12月31日	自 2017年 7月1日 至 2018年 6月30日	自 2018年 7月1日 至 2019年 6月30日
売上高 (千円)	117,492	164,567	109,034	244,767	308,729
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△131	794	△13,207	△32,825	8,058
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失(△) (千円)	188	614	△13,387	△32,685	7,698
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
純資産額 (千円)	67,952	35,693	29,390	35,079	42,777
総資産額 (千円)	202,445	169,893	354,125	205,096	175,675
1株当たり純資産額 (円)	105.10	55.21	45.46	54.26	66.16
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間(当期)純利益又は1 株当たり中間(当期)純損失(△) (円)	0.30	0.95	△20.71	△51.65	11.91
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	33.57	21.01	8.30	17.10	24.35
自己資本利益率 (%)	0.31	1.74	△37.10	△74.42	19.78
株価収益率 (倍)	—	525.8	—	—	41.9
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△28,788	△37,669	△36,159	△25,306	9,165
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△8,608	△2,617	△156,276	△10,113	△5,313
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	38,865	△29,296	212,704	71,558	△43,592
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	98,033	63,122	113,233	132,704	92,965
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	19 (—)	15 (—)	16 (—)	16 (—)	18 (—)

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)及び配当性向については、当社は配当(中間配当)を行っていないため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第13期及び第14期においては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、それぞれ記載しておりません。また、潜在株式調整後1株当たり中間期純利益については、第13期(中間)においては潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価を把握できないため、第14期(中間)においては、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、第15期(中間)においては、中間純損失であること並びに希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、それぞれ記載しておりません。
6. 株価収益率については、第13期(中間)においては当社株式は非上場であるため、第13期においては1株当たり当期純損失を計上しているため、第15期(中間)においては1株当たり中間純損失を計上しているため、それぞれ記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
8. 各回次において当社が受けた財務諸表等の会計監査実績は下表のとおりです。

回次	期間		適用条項(※)	監査法人
	自	至		
第13期(中間)	2017年7月1日	2017年12月31日	第128条第3項	リンクス有限責任監査法人
第14期(中間)	2018年7月1日	2018年12月31日	第128条第3項	監査法人銀河
第15期(中間)	2019年7月1日	2019年12月31日	第128条第3項	監査法人銀河
第13期	2017年7月1日	2018年6月30日	第128条第3項	リンクス有限責任監査法人
第14期	2018年7月1日	2019年6月30日	第128条第3項	監査法人銀河

※適用した特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の条項

9. 2017年11月18日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり情報を算定しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2019年12月31日現在

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
16人(-)	37.9歳	7.4年	5,100千円

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。
2. 当社は、システム開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間(2019年7月1日から2019年12月31日まで)におけるわが国経済は、東京2020年オリンピック・パラリンピックの開催を間近に控え、全体としては安定的な景気動向が継続し、企業の設備投資も活発であり、株価の動向も比較的安定的な期間であったと認識しております。

一方、度重なる大型台風による社会インフラの消失、経済活動の停滞なども多く発生した期間でありました。今後においても、予測不能な気象現象が急激な景気変動をもたらすことが想定されます。これに対しては、政府及び民間の防災減災対策の進捗がみられるものの、まだまだ不十分といわざるをえず、大きなリスクとなっていることは否めません。

さて、当社が属するIT業界におきましては、拡大の一途をたどるAI、IoT、5Gといった新たな技術・インフラを活用するマーケットニーズに対し、慢性的なエンジニア不足から脱出することができておりません。これに対しては、海外、主にアジア圏からの若手エンジニアの登用も進んでいるとはいえ、飛躍的な生産性向上も期待できないことから、このような人員不足の状況は継続するものと思われま

す。そのような経済環境の中、当社は引き続き受託ソフトウェア開発、IoT製品開発並びにデジタルサイネージ関連製品の開発、販売に尽力してまいりました。

特筆すべき事項として、新規性の高い設計思想、技術に基づく電車内のデジタルサイネージシステムの開発・導入を、鉄道事業者、通信事業者、広告代理店等と共同で展開し、新たなサービスの開始へつなげるためのプロジェクトに注力したことが掲げられます。これにより、当中間期は、比較的大規模な設備投資に加え、多くの新規性の高い挑戦的な活動を多く行った期間でありました。

その結果、当中間会計期間の売上高は109,034千円(前年同期比33.7%減)、営業損失11,973千円(前年同期は営業利益1,536千円)、経常損失13,207千円(前年同期は経常利益794千円)、中間純損失は13,387千円(前年同期は中間純利益614千円)を計上するに至っております。

なお、当社は、システム開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は、113,233千円(前事業年度末比20,268千円の増加)となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は、36,159千円(前年同期は37,669千円の使用)となりました。これは主として、営業債権が17,522千円減少した一方で、税引前中間純損失が13,207千円計上されたことに加え、賞与引当金の減少2,220千円、棚卸資産の増加6,722千円、未収消費税等の増加11,817千円そしてその他流動負債の減少15,283千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、156,276千円(前年同期は2,617千円の使用)となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出153,089千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は、212,704千円(前年同期は29,296千円の使用)となりました。これは、長期借入れによる収入227,000千円、長期借入金の返済による支出7,296千円及び社債の償還による支出7,000千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

当社はシステム受託開発事業、自社製品開発事業を主体とするシステム開発事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて事業部門別に記載しております。

(1) 生産実績

当中間会計期間の自社製品の生産実績は、次のとおりです。

事業部門の名称	生産高(千円)	前年同期比(%)
自社製品開発事業	8,879	90.5

(注) 1. 金額は、製造原価によっております。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当中間会計期間のシステム受託開発事業にかかる受注実績は、次のとおりです。

事業部門の名称	受注高(千円)	前年同期比(%)
システム受託開発事業	87,599	61.4

(注) 1. 金額は、売上高によっております。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を示すと、次のとおりです。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
システム受託開発事業	95,930	63.3
自社製品開発事業	11,174	91.3
その他	1,929	221.2
合計	109,034	66.3

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は下表のとおりです。

相手先	前中間会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)		当中間会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
凸版印刷株式会社	8,383	5.1	19,388	17.8
株式会社エコミック	20,892	12.7	16,290	14.9
株式会社交通新聞社	12,748	7.7	15,414	14.1
アイリス株式会社	—	—	12,945	11.9
株式会社ソルトワークス	59,464	36.1	—	—

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

前事業年度の発行者情報公表後、本発行者情報公表日までに重要な変更事項はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2019年9月27日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更は次の通りであります。なお、以下の見出しに付された項目番号は、2019年9月27日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」の項目番号に対応したものです。

(1) 事業を取り巻く外部環境について

⑥感染症の流行について

難治性の感染症が発生、広く社会全体に蔓延し、当社顧客の事業が急速に縮小又は停止に至った場合、あるいは当社の開発業務等の一時的な停止を余儀なくされる事態に至った場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社株式の、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

(1) J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、2017年9月27日開催の取締役会において、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviser に指定することを決議し、2017年9月28日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviser を確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその連結会計年度の末日（連結財務諸表を作成していない場合には、当事業年度の末日）に債務超過の状態である場合において（上場後3年間に終了する事業年度において債務超過となった場合を除く）、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）（以下この a において「吸収合併等」という。）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないとして乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないとして判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。以下この b において同じ。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を TOKYO PRO Market の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれがあると乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てしておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくはTOKYO PRO Marketが当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間会計期間末における流動資産の残高は166,546千円となり、前事業年度末に比べ18,573千円の増加となりました。これは、主として現金及び預金の増加20,268千円によるものです。

(固定資産)

当中間会計期間末における固定資産の残高は187,578千円となり、前事業年度末に比べ159,876千円の増加となりました。これは、主として建設仮勘定の増加154,562千円によるものです。

(流動負債)

当中間会計期間末における流動負債の残高は67,819千円となり、前事業年度末に比べ7,214千円の増加となりました。これは、主として1年内返済予定の長期借入金の増加28,085千円、未払費用の減少10,718千円及び未払消費税等の減少5,419千円によるものです。

(固定負債)

当中間会計期間末における固定負債の残高は256,915千円となり、前事業年度末に比べ184,623千円の増加となりました。これは、主として長期借入金の増加191,619千円及び社債の減少7,000千円によるものです。

(純資産)

当中間会計期間末における純資産の残高は29,390千円となり、前事業年度末に比べ13,387千円の減少となりました。これは、中間純損失が13,387千円計上され、同額の利益剰余金が減少したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、当社が新たに取得した主要な設備は次のとおりです。

所在地	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)	従業員数(人)
			建設仮勘定	
埼玉県 さいたま市緑区	システム開発事業	電車内 デジタルサイネージ	154,562	—

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前事業年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間会計期間末現在発行数 (株) (2019年12月31日)	公表日現在発行数 (株) (2020年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,000,000	1,353,460	646,540	646,540	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	2,000,000	1,353,460	646,540	646,540	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

第2回新株予約権（2017年12月1日臨時株主総会決議）

	最近中間会計期間末現在 (2019年12月31日)	公表日の前月末現在 (2020年2月29日)
新株予約権の数（個）	1,520	1,520
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	152,000（注）2	152,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	500（注）3	500（注）3
新株予約権の行使期間	自 2020年1月6日 至 2027年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 500（注）3 資本組入額 250（注）3	発行価格 500（注）3 資本組入額 250（注）3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当日において、当社の取締役又は従業員である者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、これらの地位を喪失した日から3ヶ月間（ただし、その間に行使期間満了日が到来した場合にはその日まで）に限り新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権の相続は、これを認め	

	<p>ない。</p> <p>③新株予約権の目的たる株式が、証券取引所に上場した場合、取引が開始された日から3カ月間は行使することができない。</p> <p>④新株予約権者は本新株予約権1個の一部のみを行使することはできない。</p> <p>⑤前項までに定められた以外の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとし、新株予約権者は当該契約に違反して新株予約権を行使することはできない。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。ただし、租税特別措置法による優遇税制を受ける場合には、譲渡することができないものとする。</p>	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。</p> <p>①合併（合併により当社が消滅会社となる場合） 合併後存続する会社又は合併により設立する会社</p> <p>②吸収分割 吸収分割する会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社</p> <p>③新設分割 新設分割により設立する会社</p> <p>④株式交換 当社株式の全部を取得する会社</p> <p>⑤株式移転 株式移転によって設立される会社</p>	同左

- (注) 1. 2017年12月1日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日開催の取締役会において、当社取締役及び従業員に対し、ストックオプションとしての新株予約権の割当を行うことを決議しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株とする。ただし、当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式より目的となる株式の数の調整を行うものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率
- また、下記に掲げる事象が生じた場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。
- ①当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合
- ②当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合
- ③当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合
3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式より払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、下記に掲げる事象が生じた場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

- ①当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合
- ②当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合
- ③当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合

第3回新株予約権（2017年12月1日臨時株主総会決議）

	最近中間会計 期間末現在 (2019年12月31日)	公表日の前月末現在 (2020年2月28日)
新株予約権の数(個)	150	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000 (注)2	15,000 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	500 (注)3	500 (注)3
新株予約権の行使期間	自 2018年7月2日 至 2027年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 500 (注)3 資本組入額 250 (注)3	発行価格 500 (注)3 資本組入額 250 (注)3
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当日において、当社の取締役又は監査役である者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他これに準ずる正当な理由のある場合は、これらの地位を喪失した日から3ヶ月間（ただし、その間に行使期間満了日が到来した場合にはその日まで）に限り新株予約権を行使することができる。 ②新株予約権の相続は、これを認めない。 ③新株予約権の目的たる株式が、証券取引所に上場した場合、取引が開始された日から3ヶ月間は行使することができない。 ④新株予約権者は本新株予約権1個の一部のみを行使することはできない。 ⑤前項までに定められた以外の条件については、当社と割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによるものとし、新株予約権者は当該契約に違反して新株予約権を行使することはできない。	同左

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	組織再編に際して定める契約書又は計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。 ①合併（合併により当社が消滅会社となる場合） 合併後存続する会社又は合併により設立する会社 ②吸収分割 吸収分割する会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社 ③新設分割 新設分割により設立する会社 ④株式交換 当社株式の全部を取得する会社 ⑤株式移転 株式移転によって設立される会社	同左

- (注) 1. 2017年12月1日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日開催の取締役会において、当社取締役及び監査役に対し、ストックオプションとしての新株予約権の割当を行うことを決議しております。
2. 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株とする。ただし、当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式より目的となる株式の数の調整を行うものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割（または併合）の比率
- また、下記に掲げる事象が生じた場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。
- ①当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合
②当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合
③当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合
3. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式より払込金額を調整し、調整の結果生ずる1円未満の端数については、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し調整の結果生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、下記に掲げる事象が生じた場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。

- ①当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合
②当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合
③当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年7月1日～ 2019年12月31日	—	646,540	—	34,500	—	7,500

(6) 【大株主の状況】

2019年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有 株式数の割 合(%)
田中 博見	神奈川県横浜市港北区	586,040	90.64
ほくほくキャピタル株式会社	富山県富山市中央通り一丁目6-8	20,000	3.09
株式会社ソルトワークス	北海道札幌市中央区南一条西二丁目5	10,000	1.55
グリフォンパートナーズ合同会社	東京都板橋区成増3-25-1-813	6,000	0.93
宇賀 雅則	東京都北区	4,000	0.62
みらいチャレンジ株式会社	東京都中央区京橋1-6-13	4,000	0.62
中山 彰	埼玉県春日部市	2,000	0.31
樋口 昌大	大阪府吹田市	2,000	0.31
大浦 敦子	北海道札幌市西区	2,000	0.31
岡野 貴幸	東京都北区	2,000	0.31
DANベンチャーキャピタル株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1-1	2,000	0.31
株式会社広報ブレーン	墨田区千歳二丁目5-5	2,000	0.31
計	—	642,040	99.30

(注) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 646,500	6,465	(注)
単元未満株式	普通株式 40	—	—
発行済株式総数	646,540	—	—
総株主の議決権	—	6,465	—

(注) 権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間の月別最高・最低株価】

月別	2019年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報の公表後、当発行者情報の提出日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間会計期間(2019年7月1日から2019年12月31日まで)の中間財務諸表について、監査法人銀河により監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年6月30日)	当中間会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	92,965	113,233
受取手形	—	2,393
売掛金	33,603	13,688
商品及び製品	4,798	8,612
仕掛品	7,084	6,075
原材料及び貯蔵品	4,574	6,382
前払費用	2,057	2,498
未収消費税等	—	11,817
その他	2,890	1,845
流動資産合計	147,973	166,546
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,079	5,079
減価償却累計額	△2,981	△3,129
建物（純額）	2,097	1,949
工具、器具及び備品	18,452	22,260
減価償却累計額	△17,677	△18,097
工具、器具及び備品（純額）	774	4,162
建設仮勘定	—	154,562
有形固定資産合計	2,872	160,674
無形固定資産		
ソフトウェア	2,633	2,704
無形固定資産合計	2,633	2,704
投資その他の資産		
投資有価証券	52	52
出資金	10	15
長期前払費用	545	446
保険積立金	6,802	7,099
長期性預金	10,800	12,600
その他	3,986	3,986
投資その他の資産合計	22,196	24,199
固定資産合計	27,702	187,578
資産合計	175,675	354,125

	前事業年度 (2019年6月30日)	当中間会計期間 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,913	2,668
1年内償還予定の社債	14,000	14,000
1年内返済予定の長期借入金	14,592	42,677
未払金	2,348	1,247
未払費用	13,847	3,129
未払法人税等	360	180
未払消費税等	5,419	—
賞与引当金	2,220	—
その他	1,904	3,917
流動負債合計	60,605	67,819
固定負債		
社債	42,000	35,000
長期借入金	27,584	219,203
資産除去債務	2,708	2,712
固定負債合計	72,292	256,915
負債合計	132,898	324,735
純資産の部		
株主資本		
資本金	34,500	34,500
資本剰余金		
資本準備金	7,500	7,500
資本剰余金合計	7,500	7,500
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	777	△12,609
利益剰余金合計	777	△12,609
株主資本合計	42,777	29,390
純資産合計	42,777	29,390
負債純資産合計	175,675	354,125

②【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)	当中間会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
売上高	164,567	109,034
売上原価		
製品期首棚卸高	6,870	4,798
当中間期製品製造原価	100,387	70,429
合計	107,257	75,227
製品中間期末棚卸高	6,244	8,612
製品売上原価	101,012	66,614
売上総利益	63,554	42,419
販売費及び一般管理費	※1 62,017	※1 54,393
営業利益又は営業損失(△)	1,536	△11,973
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	—	2
雑収入	0	0
営業外収益合計	0	2
営業外費用		
支払利息	555	1,068
社債利息	84	68
支払保証料	99	99
為替差損	3	—
営業外費用合計	742	1,236
経常利益又は経常損失(△)	794	△13,207
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	794	△13,207
法人税、住民税及び事業税	180	180
中間純利益又は中間純損失(△)	614	△13,387

【中間製造原価明細書】

(単位：千円)

区分	前中間会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)		当中間会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 材料費	26,741	28.3	168,135	73.8
II 労務費	35,091	37.2	35,851	15.7
III 経費	32,620	34.5	23,802	10.5
当中間期総製造費用	94,453	100.0	227,789	100.0
仕掛品期首棚卸高	13,923		7,084	
合計	108,377		234,874	
仕掛品中間期末棚卸高	7,989		6,075	
他勘定振替高	—		158,370	
当中間期製品製造原価	100,387		70,429	

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、システム受託開発事業については個別原価計算、自社製品開発事業については総合原価計算による実際原価計算であります。

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 2018年7月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合 計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	34,500	7,500	7,500	△6,920	△6,920	35,079	35,079
当中間期変動額							
中間純利益	—	—	—	614	614	614	614
当中間期変動額合計	—	—	—	614	614	614	614
当中間期末残高	34,500	7,500	7,500	△6,306	△6,306	35,693	35,693

当中間会計期間（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合 計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	34,500	7,500	7,500	777	777	42,777	42,777
当中間期変動額							
中間純損失(△)	—	—	—	△13,387	△13,387	△13,387	△13,387
当中間期変動額合計	—	—	—	△13,387	△13,387	△13,387	△13,387
当中間期末残高	34,500	7,500	7,500	△12,609	△12,609	29,390	29,390

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間	当中間会計期間
	(自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)	(自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	794	△13,207
減価償却費	293	530
ソフトウェア償却費	843	714
賞与引当金の増減額(△は減少)	△4,050	△2,220
貸倒引当金の増減額(△は減少)	2,890	—
利息費用	4	4
支払保険料	—	297
支払保証料	99	99
受取利息及び受取配当金	△0	△2
支払利息	640	1,137
営業債権の増減額(△は増加)	△43,052	17,522
棚卸資産の増減額(△は増加)	7,368	△6,722
未収消費税等の増減額(△は増加)	105	△11,817
その他流動資産の増減額(△は増加)	△391	△1,888
仕入債務の増減額(△は減少)	2,089	△3,885
その他流動負債の増減額(△は減少)	△4,379	△15,283
小計	△36,743	△34,722
利息及び配当金の受取額	0	2
利息の支払額	△565	△1,079
法人税等の支払額	△359	△360
営業活動によるキャッシュ・フロー	△37,669	△36,159
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△470	△153,089
無形固定資産の取得による支出	—	△786
保険積立による支出	△297	△595
長期性預金の預入れによる支出	△1,800	△1,800
投資有価証券等の取得による支出	△50	△5
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,617	△156,276
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の増減額(△は減少)	△15,000	—
長期借入れによる収入	—	227,000
長期借入金の返済による支出	△7,296	△7,296
社債の償還による支出	△7,000	△7,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△29,296	212,704
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△69,582	20,268
現金及び現金同等物の期首残高	132,704	92,965
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 63,122	※ 113,233

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産

製品及び原材料

自社製品開発事業については総平均法による原価法、システム受託開発事業については最終仕入原価法（中間貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（中間貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～15年

工具、器具及び備品 2～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。販売目的のソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) ソフトウェア及びハードウェアの受託開発に係る売上高の計上基準

検収基準を適用しております。

(2) 保守サービスの提供による売上高の計上基準

保守サービスの提供期間をもって計上しております。

(3) 自社製品の販売に係る売上高の計上基準

引渡基準を適用しております。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間キャッシュ・フロー計算書)

前中間会計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他流動資産の増減額」に含めておりました「未収消費税等の増減額」は、金額的重要性が増したため、当中間会計期間より独立掲記することとしました。この結果、前中間会計期間の中間キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他流動資産の増減額」に表示していた△286千円は、「未収消費税等の増減額」105千円、「その他流動資産の増減額」△391千円として組み替えております。

(中間貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(中間損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次の通りであります。

	前中間会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)	当中間会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
役員報酬	18,360千円	20,460千円
給料手当	6,468	9,176
支払報酬	17,399	6,366

2 減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)	当中間会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
有形固定資産	293千円	568千円
無形固定資産	843	714

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	646,540	—	—	646,540

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	646,540	—	—	646,540

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)	当中間会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金勘定	63,122千円	113,233千円
現金及び現金同等物	63,122千円	113,233千円

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2.を参照ください）。

前事業年度（2019年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	92,965	92,965	—
(2) 受取手形	—	—	—
(3) 売掛金	33,603	33,603	—
(4) 投資有価証券	52	52	—
(5) 長期性預金	10,800	10,800	0
資産計	137,420	137,420	0
(1) 買掛金	5,913	5,913	—
(2) 1年内償還予定の社債	14,000	14,000	—
(3) 1年内返済予定の長期借入金	14,592	14,592	—
(4) 社債	42,000	41,836	△163
(5) 長期借入金	27,584	26,533	△1,050
負債計	104,089	102,876	△1,213

当中間会計期間（2019年12月31日）

	中間貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	113,233	113,233	—
(2)受取手形	2,393	2,393	—
(3)売掛金	13,688	13,688	—
(4)投資有価証券	52	52	—
(5)長期性預金	12,600	12,602	2
資産計	141,966	141,969	2
(1)買掛金	2,668	2,668	—
(2)1年内償還予定の社債	14,000	14,000	—
(3)1年内返済予定の長期借入金	42,677	42,677	—
(4)社債	35,000	34,901	△98
(5)長期借入金	219,203	211,733	△7,469
負債計	313,548	305,980	△7,568

(注)1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

取引所の価格によっております。

(5)長期性預金

長期性預金の時価は、元利金の合計額を同様の新規預け入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1)買掛金、(2)1年内償還予定の社債及び(3)1年内返済予定の長期借入金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)社債及び(5)長期借入金

時価は、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規借入又は社債発行を行った際に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年6月30日)	当中間会計期間 (2019年12月31日)
出資金	10	15

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度 (2019年6月30日)

	種類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	52	52	—
	小計	52	52	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		52	52	—

当中間会計期間 (2019年12月31日)

	種類	中間貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	52	52	—
	小計	52	52	—
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		52	52	—

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 中間会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。
2. 中間会計期間に付与したストック・オプションの内容
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社は、札幌本社の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務を資産除去債務として認識しておりますが、当該債務の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間（自 2018年7月1日 至 2018年12月31日）

当社の事業セグメントは、システム開発事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当中間会計期間（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

当社の事業セグメントは、システム開発事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2018年7月1日 至 2018年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	システム受託開発	自社製品開発	その他	合計
外部顧客への売上高	151,456	12,238	872	164,567

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
株式会社ソルトワークス	59,464	システム開発事業
株式会社エコミック	20,892	システム開発事業

当中間会計期間（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

	システム受託開発	自社製品開発	その他	合計
外部顧客への売上高	95,930	11,174	1,929	109,034

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

日本	北米	計
107,129	1,905	109,034

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高(千円)	関連するセグメント名
凸版印刷株式会社	19,388	システム開発事業
株式会社エコミック	16,290	システム開発事業
株式会社交通新聞社	15,414	システム開発事業
アイリス株式会社	12,945	システム開発事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 2018年7月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 2018年7月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 2018年7月1日 至 2018年12月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2019年7月1日 至 2019年12月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年6月30日)	当中間会計期間 (2019年12月31日)
1株当たり純資産額	66円16銭	45円46銭

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自2018年7月1日 至2018年12月31日)	当中間会計期間 (自2019年7月1日 至2019年12月31日)
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)	0円95銭	△20円71銭
(算定上の基礎)		
中間純利益又は中間純損失(△) (千円)	614	△13,387
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る中間純利益又は中間純損失(△) (千円)	614	△13,387
普通株式の期中平均株式数 (株)	646,540	646,540
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 2種類 (新株予約権の数 1,725個 (普通株式172,500株)) なお、概要は、「第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】 (2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。	新株予約権 2種類 (新株予約権の数 1,670個 (普通株式167,000株)) なお、概要は、「第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】 (2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。

(注) 前中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。当中間会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、中間純損失であること並びに希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2)【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。


独立監査人の中間監査報告書

2020年3月30日

株式会社 ビズライト・テクノロジー
取締役会 御中

監査法人 銀 河

代表社員 公認会計士
業務執行社員

木下均 

業務執行社員 公認会計士

李大充 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビズライト・テクノロジーの2019年7月1日から2020年6月30日までの第15期事業年度の中間会計期間（2019年7月1日から2019年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビズライト・テクノロジーの2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2019年7月1日から2019年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上